

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条3項の規定に基づいて、令和5年7月12日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付決定処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

心サルコイドーシスにより1か月から1か月半毎に通院・検査をし、服薬は一生続け、薬の量も増えている中、症状が安定しているとはいい難い。障害等級が1級から4級になることで、医療費の負担が1割から3割となり、今後の通院・治療に不安が生じている。

また、心サルコイドーシスは、法律上、2か所ないと難病と認められず、生涯に渡り治療を続けていく請求人には、本件処分は今後の生活に支障をきたすため、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年10月31日	諮問
令和7年 1月21日	審議（第96回第4部会）
令和7年 2月20日	審議（第97回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 障害程度の再認定と手帳の再交付

ア 法施行令6条1項は、都道府県知事（以下「知事」という。）は、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定により手帳を交付する場合において、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき等（法施行規則3条）必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、指定する期日に診査を受けるべき旨を申請者に対し文書で通知しなければならないとする。

法施行令7条は、診査を行った市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、当該診査により手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨を手帳の交付を受けた者の居住地の知事に通知しなければならないとする。

法施行令10条3項は、知事は、法施行令7条の規定による通知により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

イ ところで、法施行令10条3項の規定による手帳の再交付は、同条1項の規定による手帳の再交付のように、申請（法施行規則7条1項において準用する同規則2条1項の規定により法15条1項及び3項に規定する医師の診断書・意見書を添えて行われる。）に基づくものではないが、法施行令7条の規定により、市町村長は医師の診断書・意見書に基づき診査を行い、当該診査により手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときはその旨

を知事に通知することからすれば、知事が行う手帳の交付を受けた者に係る障害程度の再認定の判断は、原則として当該通知及び同通知に添付された医師の診断書・意見書の記載内容を基に、これらを総合的に考慮して行われるべきものと解される。

(2) 障害等級の認定

ア 認定基準・等級表

法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべきとし、同条 3 項は、同条 1 項の障害の級別は等級表のとおりとするとする。

等級表のうち、心臓機能障害に係る部分を抜き出すと、以下の表のとおりとなる。

級別	心臓機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則を制定し、さらに当該規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙「障害程度等級表解説」のとおりとする。」と規定しており（同解説を以下「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名及び障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分は、別紙 2 のとおりである。

2 本件処分の検討

以下、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、検討する。

- (1) 等級表解説では、心臓機能障害について、ペースメーカを植え込んだものについては、当該植え込みから3年以内に再認定を行うこととされているところ（別紙2・第4・3・(4)）、請求人は令和2年3月25日にペースメーカを植え込んでいることが認められることから（別紙1・Ⅱ・7）、本件における本件障害の程度の判断は、令和2年4月7日の手帳交付時に用いられた植え込み直後の判断基準（別紙2・第4・3・(4)・ア）ではなく、再認定の際の判断基準（同・イ）に基づき行うこととなる。

そして、再認定においては、身体活動能力におけるメッツの値が4以上である場合には、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表4級に該当する障害とされているところ（同・c）、本件診断書では、請求人の身体活動能力（運動強度）は「10メッツ」と記載されていることから（別紙1・Ⅱ・9）、本件障害の障害等級は4級に該当する。

また、請求人は、胸部エックス線所見において「心胸比63%」（別紙2・第4・1・(1)・ア・aに該当）と診断されているものの、その他の臨床所見及び心電図所見はいずれも「無」又は正常とされ（別紙1・Ⅱ・1ないし3）、活動能力の程度は「ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの」（4級相当）とされている（同・6）。

そうすると、等級表解説第4・1・(1)及び(2)の基準に照らしても、障害等級1級及び3級には該当しない。

- (2) 以上によれば、本件診断書の記載内容を認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）及び「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）に至っているとは認められず、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）として、障害等級4級と判断するのが相当である（別紙2・第4・1・(3)・ウ及び3・(4)・イ・c）。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張し、本件障害の等級が4級となることで、医療費の負担が増え、今後の通院・治療に不安が生じているなどと主張する。

しかし、本件障害は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級4級と認定するのが相当であることは上記2のとおりであり、かかる結論を左右するようなその他の資料の存在は確認できない。

したがって、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1及び別紙2 (略)